

欧米競争政策の動向のポイント

2024年4月26日 No.47

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 デジタルプラットフォーマーらを相手取る独占行為訴訟

- (1) 連邦取引委員会と 17 州、独占力を不法に維持しているとの嫌疑でアマゾン を提訴
(2023年9月26日)
- (2) 司法省と 16 州・1 地域、スマートフォン市場の独占化を行ったとしてアップルを提訴
(2024年3月21日)

II 欧州競争法(政策)

1 デジタル市場法(DMA)

- (1) 指定ゲートキーパーには、本日よりデジタル市場法のすべての義務遵守が求められる
(2024年3月7日)
- (2) 欧州委員会、デジタル市場法に基づくアルファベット、アップル、メタに対する違反調査を開始(2024年3月25日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号ではデジタルプラットフォーマーらを相手取った独占化訴訟2件を取り上げる。これらの提訴で、米政府は「GAF A」と呼ばれる米巨大IT企業4社全てと係争関係になった。

1件目は、オンラインモール市場での独占力を不法に維持しているとの嫌疑で、連邦取引委員会と17州がアマゾンに提訴したケースである。訴状で原告側は、電子商取引サイトの両面でアマゾンが独占力を持ち、当該独占力を行使して、とりわけ、アマゾンのプライベートブランド商品を不当に優遇したり、外部出品者に高額な手数料を徴収したりして、出品者や買い物客に不利益を与えていると主張した。

2件目はスマートフォン市場の独占化を行ったとの嫌疑で司法省と16州・1地域がアップルに提訴した事例である。訴状で原告側は、アップルが反競争的効果を打ち消しうるセキュリティー保護などの競争促進的利益無く、iPhone端末の持つ独占力を利用し、利用者やアプリ開発者をiPhone・エコシステムに不当にロックインし競争者をそれから不当にロックアウトしていると主張した。

1 デジタルプラットフォーマーらを相手取る独占行為訴訟

(1) 連邦取引委員会と17州、独占力を不法に維持しているとの嫌疑でアマゾンに提訴(2023年9月26日)¹

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)と17州の司法長官らは本日(2023年9月26日)、オンライン小売業を営むテクノロジー企業のAmazon.com, Inc.(以下「アマゾン」という。)が独占的な事業者であり、その独占力を違法に維持するために、密接に結びついた一連の反競争的かつ不正な戦略を用いたとして、同社に提訴した。FTCとそのパートナーである各州それぞれは、アマゾンの行為により、同社は競合する通販サイトや外部出品者による価格引下げを阻止し、アマゾンサイトでの顧客体験の質を低下させ、出品業者に過大な請求をし、イノベーションを抑制し、また競争相手がアマゾンと公正に競争するのを妨げていると主張している。

訴状で原告側は、アマゾンが法律に違反しているのは、その規模が大きいためだけではなく、現在の競争相手の成長や新たな競合相手の出現を妨げる排他的な行為に及んでいるからだと主張した。訴状によれば、価格、品揃え、また品質に関する競争を阻害すること、現在又は将来の競争相手が十分な規模の買い物客や出品者を惹きつけられないようにすることで、アマゾンは現在又は将来の競争相手がアマゾンの支配的地位を脅かせないようにしている。アマゾンの遠大な計画は、小売市場における数千億ドルにも及ぶ売上に毎年影響を与え、大小さまざまな

¹ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Sue Amazon for Illegally Maintaining Monopoly Power, September 26, 2023.

企業が販売する数十万もの製品との間で関係を築き上げ、また1億人超の買い物客に影響を及ぼしている。

FTCのリナ・M・カーン委員長は以下のとおり述べた。

「私たちの訴状は、アマゾンが違法な市場独占を維持するために懲罰的で強制的な一連の戦術をいかに用いたかを示すものである。訴状で私たちは、アマゾンがその独占力を悪用して自社をいかに富ませており、他方で、アマゾンで買い物をする数千万世帯やアマゾンに依存している何十万もの出品業者に対して、価格をいかに引き上げたり、サービスの質をいかに低下させたりしているかを指摘した。本日の訴訟はこうした独占的行為に対する責任をアマゾンに負わせ、また自由で公正な競争という失われた約束を復活させることを求めている。」

FTC競争局のジョン・ニューマン次長は以下の声明を出した。

「アマゾンの違法行為によって、オンライン経済の競争が長い間広範囲にわたって阻害されていることから、我々は本件訴訟を提起する。アマゾンは独占的な事業者であり、その支配力を利用してアメリカの買い物客が支払う価格を吊り上げ、また何十万ものオンライン出品者に対して高額な手数料を請求している。米国反トラスト法の歴史を遡っても、一つの訴訟がこれほど多くの人々にこれほど良い結果をもたらすことは稀にしかなかった。」

FTCと各州は、アマゾンの反競争的行為が、買い物客向けのオンラインモール市場及び出品業者向けのオンライン・マーケットプレイス・サービス市場という2つの市場で行われていると主張している。当該行為には次のものがある。

- ・ アマゾンのプライベートブランド商品の価格より安い価格で販売する出品者を罰し、また他のオンライン小売業者でそのような行為をするのを妨げている反安売り対策。この対策の実施により、インターネット全体で商品の価格が高く保たれている。例えば、ある出品者が他のオンライン通販サイトで商品をより低い価格で販売しているのをアマゾンが発見した場合、アマゾンはこの出品者の商品をアマゾンの検索結果でかなり低い位置で表示し、見えづらくしている。
- ・ アマゾンで事業を行うのに事実上不可欠なプライムマークの取得に、アマゾンの高額なフルフィルメントサービス(訳者注:アマゾンが自社の物流拠点に納品された商品について、その注文の受注や梱包、発送、カスタマーサービス、返品対応を代行するサービス)の利用が義務付けられているという条件付け。この条件付けにより、アマゾン・マーケットプレイスで販売する出品業者は他のプラットフォームでも商品を販売しようとする場合、費用の大幅な上昇に直面してしまう。このような違法かつ強圧的な行為により、競合他社はアマゾンと効果的に競争するのが妨げられている。

アマゾンの違法かつ排他的な行為は、競合他社が競争する足場を置くことを不可能にしている。アマゾンはオンラインモール市場とオンライン・マーケットプレイス・サービス市場の両方で支配力を有することで、その手の届く全ての者から膨大な独占的レントを得ている。独占的レントの徴収や支配力の行使には以下のものがある。

- ・ 顧客体験の劣化。それには、関連性の高いオーガニック検索結果を有料広告に置き換えたり、無関係なジャンク広告を意図的に増やしたりすることがある。ジャンク広告の表示は、検索の質を低下させ、また商品購入を求めている買い物客と広告枠の購入に対し利益が保証されている販売者の双方を苛立たせている。
- ・ アマゾン上で表示される検索結果の歪曲。検索結果では、より優れているとアマゾンが認識している商品よりも、アマゾン自身の商品が優先的に表示されている。
- ・ 事業を続けるためにアマゾンに依存せざるを得ない何十万もの出品業者を対象とした高額な手数料の賦課。これらの手数料は各販売を対象として支払われる月額手数料から、事業を営むのに事実上不可欠な広告料まで多岐にわたる。手数料を合計すると、多くの出品業者は総収入の50%近くをアマゾンに支払わなければならない。これらの手数料は出品業者だけでなく、より高い値段でアマゾン又はそれ以外のプラットフォームで商品を購入している買い物客にも不利益を及ぼす。

FTCはそのパートナーである各州それぞれとともに、アマゾンの違法行為を禁止し、同社の独占的支配を解いて競争の回復を図るための終局的差止命令の言い渡しを連邦裁判所に求めている。

コネチカット州とデラウェア州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ニュージャージー州、ニューハンプシャー州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ニューヨーク州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、ウィスコンシン州が FTC の訴訟に加わった。終局的差止命令その他の衡平法上の救済措置の言い渡しをワシントン州西部地区地裁に求める権限を FTC 職員に対し与えた FTC 採決は、賛成3票、反対0票をもって承認された。

(2) 司法省と16州・1地域、スマートフォン市場の独占化を行ったとしてアップルを提訴(2024年3月21日)²

司法省は15州及びコロンビア特別区それぞれの司法長官らとともに、シャーマン法第2条に違反してスマートフォン市場を独占化又は独占を企てたとして、Apple Inc.(以下「アップル」という。)を相手取り民事反トラスト法訴訟を起こした。

ニュージャージー州連邦地方裁判所に提出された訴状で、原告側は、アップルがスマートフォン市場における同社の 아이폰 端末の有する独占力を不法に維持していると主張した。訴状によれば、アップルの独占力はアプリ開発者に対して選択的に契約上の制限を課したり、重要なアクセスポイントへのアクセスを妨げたりすることにより、維持されている。アップルは、ユーザーの 아이폰 端末への依存度を下げ、相互運用性を促進し、また消費者と開発者が被

² Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues Apple for Monopolizing Smartphone Markets, March 21, 2024.

るコストを削減できるはずのアプリ、デジタル商品やサービスを食い潰している。アップルはその独占力を行使して、消費者や開発者、コンテンツ制作者、アーティスト、出版者、中小企業、販売者などからより多くの資金を搾り取っている。この独占行為訴訟を通じて、司法省及び各州・コロンビア特別区それぞれの司法長官らは、米国民に代わってこれらの重要な市場での競争を回復させるために救済措置を求めている。

メリック・B・ガーランド司法長官は以下のとおり述べた。

「企業が反トラスト法違反を犯しているが故に消費者がより高い価格を支払わざるを得ない、ということはあってはならない。アップルがスマートフォン市場でその独占力を維持しているのは、単なる能率競争の発揮によってライバルより有利になっているからだけではなく、連邦反トラスト法違反も犯しているからだ、と我々は主張している。このまま放置すれば、アップルはスマートフォン市場での同社の独占力を強化し続けるようになるだけだ。司法省は消費者を価格の上昇と選択肢の減少から守る反トラスト法を、精力的に執行する予定だ。厳正な執行は司法省の法的義務であり、アメリカ国民はそれを期待しており、同国民にはその成果を受けるに足りる十分な価値がある。」

リサ・モノコ副司法長官は以下の声明を出した。

「どんなに権力があり、どんなに著名であり、またどんなに人気があったとしても、法律を超越する企業はない。今日の提訴を通じて、私達はこの原則に対する揺るぎない決意を再確認した。」

ベンジャミン・C・マイザー司法次官代理は以下のとおり発言した。

「企業が反競争的行為に従事すると、アメリカ国民とアメリカ経済が苦しむ。アップルを相手取った今日の提訴は、競合他社を排除しイノベーションを阻止しようとしている人々に、強いメッセージを送っている。そのメッセージは、経済正義を推進し、また反競争的行為がどこで行われようともそれを根絶するため利用可能なあらゆるツールを使用することに司法省が尽力している、ということである。」

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は次のとおり語った。

「長年にわたり、アップルは一連の「もぐら叩き」的な契約上のルールと制限を課すことで競争の脅威に対応しており、これらの対応によってアップルはこれまで消費者からより高い価格を徴収し、開発者や制作者に対してより高い料金を課し、またライバル技術から生じうる代替的競合品を抑制してきた。今日の提訴で我々はアップルに責任を負わせ、また同社が他の重要な市場で同様の違法な戦略を展開できないようにすることを目指している。」

訴状で主張されているように、アップルはスマートフォン及び高性能スマートフォン市場で独占力を有しており、また 아이폰 端末に対する同社の支配力を利用して広範で持続的な違法行為を続けている。この反競争的行為は、アップルの独占力を維持しながら、可能な限りより多くの収益を引き出すことを目的としている。訴状では、アップルの反競争的行為には幾つ

かの形態があり、その多くは今でも進化し続けている、と主張されている。当該行為には以下のものがある。

- ・ **革新的なスーパーアプリのブロック。** アップルは長い間、広範な機能を持つアプリの発展を阻害している。当該アプリでは消費者はスマートフォン・プラットフォーム間で相互に乗り換えやすくなる。
- ・ **移動体クラウドストリーミング・サービスの抑制。** アップルは長い間、クラウドストリーミングアプリやサービスの開発を阻止している。当該開発が行われれば、消費者は高価なiPhone端末ハードウェアを購入することなく、高品質のビデオゲームその他のクラウドベースのアプリケーションを楽しめるようになる。
- ・ **プラットフォーム間で相互に使えるメッセージング・アプリの排除。** アップルは長い間、プラットフォーム間で相互に使えるメッセージング・サービスの品質を落とし、その革新性を低下させ、またユーザーにとっての安全性を低下させている。したがって、iPhoneのユーザーはiPhone機種を購入し続けざるを得ないようになっている。
- ・ **アップルウォッチ以外のスマートウォッチが持つ機能の抑制。** アップルは長い間、サードパーティ製スマートウォッチが持つ機能を抑制している。したがって、アップルウォッチのユーザーは、iPhone機種を買い続けなければ多額の追加費用を負担せざるを得ないようになっている。
- ・ **サードパーティ製のデジタルウォレットの機能抑制。** アップルは長い間、サードパーティ製アプリがタップ・トゥ・ペイ機能を持つのを阻止している。よって、プラットフォーム間で相互に機能しうるサードパーティ製デジタルウォレットの開発は阻害されている。

訴状ではまた、アップルの行為はこれらの例に止まらず、ウェブ・ブラウザやビデオ通信、ニュース購読、娯楽・演芸、自動車関連サービス、広告、位置情報サービス等にも影響を与えている、と主張されている。アップルには、次の最先端のデバイスや技術に対する支配力を獲得し維持するため、自社の行動形態を拡張及び拡大するあらゆるインセンティブがある。

1世紀以上にわたり、司法省は違法な独占に対して反トラスト法を適用しており、具体的には市場での拘束を解き明かして競争の回復を図るためにシャーマン法を執行してきた。訴状で主張されているように、同省はアップルの長期にわたって蔓延する反競争的行為を是正するため、米国民に代わって衡平法上の救済を求めている。

アップルはカリフォルニア州で設立され、カリフォルニア州クパチーノに本社を置く上場企業である。2023会計年度、アップルは3830億ドル(約57兆8330億円、1ドル=151円)におよぶ年間純収益、また970億ドル(約14兆6470億円)におよぶ年間純利益を計上した。アップルの純

利益はフォーチュン 500 に含まれる他のどの企業よりも高く、100 か国以上の国内総生産を上回る。

(お問い合わせは、佐藤 潤・米国ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、デジタル市場法(DMA)関連の記事2件を取り上げる。

1 本目の記事は、2024年3月7日より、欧州委員会が2023年9月に指定したゲートキーパーであるApple、Alphabet、Meta、Amazon、Microsoft、ByteDanceの6社について、デジタル市場法(DMA)の規定するすべての義務の完全な遵守が求められるようになったことを受け、ビジネスユーザーとエンドユーザーが具体的に享受できるようになる権利の詳細が取りまとめられている。なお、指定ゲートキーパーがDMAの定める義務を遵守しない場合、当該事業者には全世界における売上高の10%を上限とする制裁金が賦課される可能性がある(違反を反復する場合は上限20%)。

2 件目の記事は、3月7日のDMAの全面実施を受けて、欧州委員会が開始した(1)Alphabetの①Google Playのステアリング禁止規則、②Google検索の自己優遇に関する規則、(2)Appleの①App Storeのステアリング禁止条項、②Safariの選択画面、(3)Metaの「支払又は同意モデル」を対象に、デジタル市場法(以下「DMA」という。)に規定される義務の不遵守に対する調査に関するものである。

1 デジタル市場法(DMA)

(1) 指定ゲートキーパーには、本日よりデジタル市場法のすべての義務遵守が求められる(2024年3月7日)³

欧州委員会が2023年9月に指定したゲートキーパーであるApple、Alphabet、Meta、Amazon、Microsoft、ByteDanceの6社においては、本日よりデジタル市場法(以下「DMA」という。)のすべての義務を完全に遵守することが求められる。

DMAは、EUのデジタル市場における競争を活性化し、より公正なものとなることを目指している。同法は、検索エンジン、オンラインマーケットプレイス、アプリストア、オンライン広告、メッセージング等の指定された10のコアプラットフォームサービスに対する新たな規制を導入することにより、欧州の企業とエンドユーザーに新しい権利を与えるものである。

EU域内で設立され、顧客との連絡のためにゲートキーパー6社が提供するサービスを利用しているビジネスユーザーは、以下のことができるようになる。

- ・ ゲートキーパーのプラットフォーム上で、ゲートキーパーが提供するサービスと競合する場合、公平な取扱いと平等な競争条件の恩恵を受けること
- ・ 新しい革新的なサービスを提供するために、ゲートキーパーのサービスとの相互運用性

³ Press Release, European commission, Designated gatekeepers must now comply with all obligations under the Digital Markets Act, 7 March 2024.

を要請すること

- ・ ゲートキーパーのアプリストア以外の代替チャンネルを通じて、自己のアプリを販売すること
 - ・ ゲートキーパーのプラットフォーム上での活動によって生成された自己のデータにアクセスすること
 - ・ ゲートキーパーのプラットフォーム外でオファーを宣伝し、顧客と契約を締結すること
- 他方、エンドユーザーは欧州のデジタル空間において、より多くの選択肢とイノベーションから恩恵を受けられるようになり、以下のことができるようになる。
- ・ ゲートキーパーが提供するものに代わるアプリストアやサービスを選択する権限を取り戻し、ゲートキーパーのデフォルトの選択肢にロックインされないこと
 - ・ ゲートキーパーによる自己のアカウントの紐付を決定できるため、データをより適切に管理することで、さまざまなサービスについて自己の個人データを追跡、統合できること
 - ・ あるサービスやアプリから別のサービスやアプリにデータを容易に取得、転送、使用できるようになり、シームレスなデータバックアップや異なるサービス間での移動が可能になること
 - ・ 代替の電子 ID サービスやアプリ内決済サービスを使用できること

ゲートキーパーは、DMA への対応完了期限である本日に先立ち、DMA に適合する措置の検証を実施し、サードパーティからフィードバックを得ている。本日よりゲートキーパーには、DMA への実効性ある遵守を証明し、遵守報告書にある措置の概要を説明することが求められる。遵守報告書の公開版は、欧州委員会 DMA 専用のウェブサイトからアクセスできる。また指定ゲートキーパーは、消費者のプロファイリングに使用される技術について、独立した監査を受けた証明と、遵守報告書の公開版を欧州委員会に提出する必要がある。

今後、欧州委員会は遵守報告書を慎重に分析し、実施された措置が DMA に係る義務の目的達成に有効であるかを評価する予定である。欧州委員会の評価は、ゲートキーパーが対応策を発表する機会となるコンプライアンスワークショップを含め、利害関係者の意見も踏まえて行われる。

欧州委員会は、DMA を全面的な執行に向けて、ツールボックスのすべてを使用し、正式な執行措置を講じることを躊躇するものではない。欧州委員会は、DMA 違反があると思料する場合、違反被疑行為に対する調査手続を開始する。違反が認められた場合、欧州委員会は当該事業者の全世界における売上高の 10%を上限とする制裁金を賦課することができ、違反が反復された場合には 20%の上限に達する可能性がある。さらに組織的な違反があった場合、欧州委員会はゲートキーパーに対し、ある事業の全体又は一部の売却、又はゲートキーパーによる組織的な不遵守に関連する追加サービスの取得禁止など、追加の問題解消措置を採択する権限も与えられている。

背景

DMA は、デジタルサービス法とともに、ユーザーの基本的権利が保護された、より安全なデジタル空間を構築するとともに、事業者に対する公正な競争条件を確立するために EU 全域に適用される規則である。

DMA は、デジタル分野における競争力ある公正な市場の確保を目的とし、ビジネスユーザーと消費者間での重要なゲートウェイを提供する、大規模デジタルプラットフォームであるゲートキーパーを規制する。かかるゲートキーパーの地位は、デジタル経済においてボトルネックとなる力を与える可能性がある。

欧州委員会は 2023 年 9 月 5 日、Alphabet、Amazon、Apple、ByteDance、Meta、Microsoft のゲートキーパー 6 社と、中核となる 22 のプラットフォームサービスを指定した。ゲートキーパーには、指定後 DMA に基づくすべての義務を遵守するために 6 か月の猶予が与えられ、ゲートキーパーのサービスのエンドユーザーとビジネスユーザーには、より多くの選択肢と自由が提供されることとなった。欧州委員会は、DMA の実施と目標達成に向けた進捗状況に関する 2023 年の年次報告書を発行した。

欧州委員会は 2024 年 2 月 12 日、Apple のメッセージング・サービス iMessage、Microsoft のオンライン検索エンジン Bing、Web ブラウザ Edge、オンライン広告サービス Microsoft Advertising について、コアプラットフォームサービスのゲートキーパーとして指定されないとの判断し、4 件の市場調査を終了した。

欧州委員会は 2024 年 3 月 1 日、Booking、ByteDance、X の 3 社から自己のサービスが DMA の基準値を満たしている可能性があるという通知を受領した。各社のサービスは、DMA の規制対象となりうるどころ、欧州委員会は本通知を受けて、遅くとも 2024 年 5 月 13 日までに決定を採択する予定である。

(2) 欧州委員会、デジタル市場法に基づくアルファベット、アップル、メタに対する違反調査を開始(2024 年 3 月 25 日)⁴

欧州委員会は 2024 年 3 月 25 日、(1)Alphabet の①Google Play のステアリング禁止規則、②Google 検索の自己優遇に関する規則、(2)Apple の①App Store のステアリング禁止規則、②Safari の選択画面、(3)Meta の「支払又は同意モデル」を対象に、デジタル市場法(以下「DMA」という。)の義務不遵守に関する調査を開始した。

欧州委員会は、上記ゲートキーパー各社が講じた措置によって、DMA に基づく義務の実効性ある遵守が確保できているかということに疑義を持っている。

⁴ Press Release, European commission, Commission opens non-compliance investigations against Alphabet, Apple and Meta under Digital Markets Act, 25 March 2024.

また欧州委員会は、代替アプリストアに対する Apple の新しい料金体系と、マーケットプレイスにおける Amazon のランキング慣行に対する調査を開始した。さらに欧州委員会は、ゲートキーパーに対し、実効性ある義務の実施と遵守を監視するために所定の文書の保管を命じた。

Alphabet と Apple のステアリング規則

欧州委員会は、アプリストアに関する義務に関して Alphabet と Apple が実施した措置が DMA に違反しているかについて評価する手続を開始した。DMA5 条(4)はゲートキーパーに対し、アプリ開発者が消費者をゲートキーパーのアプリストア外のオファーに無料で「誘導」できるようにすることが求められている。

欧州委員会は、さまざまな制限を課している両社の措置は、上記規定に完全に適合するものでないことを懸念している。具体的な制限には、多様な料金を課すなど開発者がオファーを自由に伝達、宣伝し、ユーザーと直接契約を締結する機会の制限などがある。

アルファベットの自己優先防止策

欧州委員会は、Alphabet による Google 検索結果の表示が、Google の垂直型検索サービス(例：Google ショッピング、Google フライト、Google ホテル)に関して、同様の競合サービスよりも自己を優遇することにつながる可能性を判断するため、同社に対する手続を開始した。

欧州委員会は、DMA に適合するために実施された同社の措置について、DMA6 条(5)で求めているように、Google の検索結果ページに掲載されるサードパーティのサービスが Alphabet 自身のサービスと比較して、公平、無差別的な方法で扱われていない可能性を懸念している。

Apple のユーザーの選択に関する義務の遵守

欧州委員会は、以下の義務を遵守するための措置に関し、Apple に対する手続を開始した。具体的には、(i)エンドユーザーが iOS 上のソフトウェアアプリケーションを簡単にアンインストールできるようにする措置、(ii)iOS のデフォルト設定を簡単に変更できるようにする措置、(iii)iPhone のブラウザや検索エンジンなど、代替のデフォルトサービスを有効かつ簡単に選択できるようにするため、ユーザーに選択画面を提示する措置である。

欧州委員会は、Web ブラウザ選択画面のデザインを含む Apple の措置が DMA6 条(3)に違反し、ユーザーが Apple エコシステム内でサービスを選択することを妨げている可能性があることを懸念している。

Meta の「支払又は同意モデル」

最後に欧州委員会は、Meta が EU 域内のユーザーに対して最近導入した「支払又は同意モデル」について、ユーザーが自己の個人データを統合、又は複数のコアプラットフォームサービス間で相互利用する際に、ゲートキーパーがユーザーから同意を取得することを義務付ける DMA5 条(2)に適合しているかを調査するため、メタに対する手続を開始した。

欧州委員会は、Meta の「支払又は同意モデル」により課せられた二者択一では、ユーザーが同意しない場合に本当の意味での選択肢を提供できず、ゲートキーパーによる個人データの蓄積を防止するという目的が達成されないおそれがあることを懸念している。

その他の調査及び執行段階

欧州委員会は、以下の点に関する事実と情報を収集するための別途調査を実施している。

- ・ Amazon は DMA6 条(5)に違反し、Amazon ストアで自社ブランド製品を優遇している可能性があること
- ・ Apple の代替アプリストアと Web からのアプリの配布(サイドローディング)に関する新しい料金体系とその他の契約条件の変更は、DMA6 条(4)に基づく義務の目的に反する可能性があること

また欧州委員会は、利用可能な証拠を保存し、実効性ある執行を確保すべく、Alphabet、Amazon、Apple、Meta、Microsoft の 5 社に対し、DMA の義務適合の評価に使用される可能性のある文書の保存を求める命令を採択した。

さらに、欧州委員会は Meta に対し Facebook Messenger の相互運用性義務(DMA7 条)を遵守する期間として 6 か月の延長を認めた。本決定は、DMA7 条(3)に基づくものであり、Meta からの理由を付した要請を受けたものである。なお、Facebook Messenger には引き続き他のすべての DMA による義務が適用される。

次の段階

欧州委員会は、本日開始された手続を 12 か月以内に終了する予定である。欧州委員会は、調査によって違反が認定された場合、対象ゲートキーパーに対し予備調査結果を通知し、執ることを検討している措置、又はゲートキーパーが欧州委員会の懸念に実効的に対処するために執るべき措置を説明する。

欧州委員会は、違反認められた場合、当該事業者の全世界における売上高の最高 10%の制裁金を賦課できる。違反が反復された場合、制裁金は同 20%に達する可能性がある。さらに組織的違反の場合、欧州委員会はゲートキーパーに対し事業の全部又は一部の売却、又は組織的違反に関連する追加サービスの取得禁止等の追加の問題解消措置を採択することもある。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)